

# 電気の供給を受ける契約における 継続検討事項及び論点について

平成31年3月20日

# 温室効果ガス削減目標の達成に向けた環境配慮契約法の役割

パリ協定の採択（2015年12月12日）・発効（2016年11月4日）

- 2030年度26%削減（2013年度比）の達成と長期的な目標に向けた総合計画としての「地球温暖化対策計画」及び政府として率先して取り組むべき先導的な対策を盛り込んだ「政府実行計画」の策定（平成28年5月13日閣議決定）

## 地球温暖化対策計画

### 【地球温暖化対策の目指す方向】

- 我が国の約束草案で示す2030年度26%削減目標の確実な達成
- 長期的目標である2050年80%削減を見据えた戦略的取組の実施
- 世界全体の温室効果ガス排出削減への最大限の貢献

### 【地球温暖化対策の基本的考え方】

環境・経済・社会  
の統合的向上

約束草案の対策の  
着実な実行

パリ協定への対応

研究開発の強化と  
世界への貢献

全ての主体の参加  
透明性の確保

計画の  
不断の見直し

## 政府実行計画

### 【目標】

- 2030年度の排出量を政府全体で40%削減
- 中間目標として2020年度に10%削減

### 【主な対策・施策】

省エネルギー診断実施、運用改善・対策導入

ビルのエネルギー管理システム（BEMS）の導入等エネルギー消費の見える化及び最適化

LED照明、次世代自動車の率先導入

再生可能エネルギーの計画的な有効利用

環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者を選択

2030年度までに我が国において必要となる削減量の約6割を占める電力部門における排出係数目標（ $0.37\text{kg-CO}_2/\text{kWh}$ 程度）の達成が必須

## 電気の供給を受ける契約における継続検討事項

本日、以下の検討事項について御議論いただきたい。  
なお、次年度は親検討会に先駆けて電力専門委員会  
（第1回は5月下旬予定）における検討を行う。

### 1. 更なる効果的な環境配慮契約の検討

- ① 排出係数の更なる低減に向けた裾切り基準の検討
- ② 調達する電力の再エネ比率※を高める仕様とすることについての検討  
※再生可能エネルギーとしての価値を含む
- ③ 総合評価落札方式の導入可能性に関する検討
- ④ メニュー別排出係数の取扱いに関する検討
- ⑤ 時間軸の視点からの検討

### 2. 環境配慮契約の未実施機関への対応

### 3. 非化石価値取引市場から調達した非FIT非化石証書の評価

# 1. 更なる効果的な環境配慮契約の検討

## ①排出係数の更なる低減に向けた裾切り基準の検討

### ■ 論点

これまで裾切り基準の見直しを行ってきたところであるが、競争性の確保を踏まえた厳格化はどこまで可能か。

## ②調達する電力の再エネ比率を高める仕様とすることについての検討

### ■ 一案

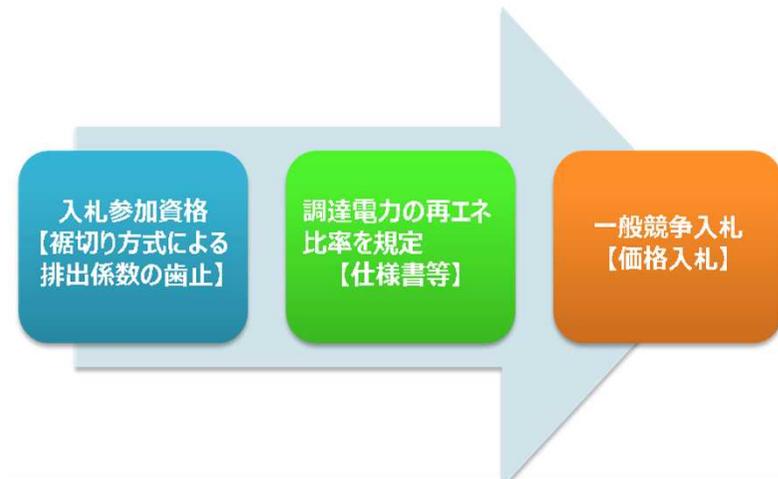
排出係数の着実な低減を図るため、RE100も見据えた上で再エネ発電の普及促進を調達側から働きかける。具体的には、仕様書により何らかの再エネ電力\*を調達することが一案（裾切り方式を前提） ※再生可能エネルギーとしての価値を含む

（参考）新宿御苑の調達事例【参考資料1①, 2】

### ■ 論点

- ・再エネ電源や証書等の優先順位付け【参考資料1②～⑥】  
（新規電源の追加性、FIT電源の取扱い等）
- ・全国的な再エネメニューの存在
- ・調達コストの上昇の可能性
- ・再エネ比率の設定（〇〇%）
- ・国等の機関における再エネ比率の把握方法

### ● 調達方法イメージ



# 1. 更なる効果的な環境配慮契約の検討

## ③ 総合評価落札方式の導入可能性に関する検討

### ■論点

評価項目（排出係数、再エネ導入状況等）、技術点の配点及び裾切り方式との併用など、どのような仕組みにすれば排出係数の低減に効果的か。【参考資料1⑦】

②との関係では、調達コスト上昇への対応が課題となる場合は、総合評価落札方式が解決策となる可能性があるか。

## ④ メニュー別排出係数の取扱いに関する検討

### ■論点

②の再エネメニュー調達や③の総合評価落札方式における検討と併せて行う場合、残差メニューへの影響等、メニュー別排出係数の取扱いについてどのように考えるか。

## ⑤ 時間軸の視点からの検討

### ■論点

以上のような項目について、段階的な制度見直しのロードマップを作成するのはどうか。その際、電力システム改革の動向や現行の裾切り基準の段階的な厳格化の取組継続も念頭において検討する。

## 2. そのほかの継続検討事項

### 2. 環境配慮契約の未実施機関への対応

#### ■ 一案

平成31年度契約実績から未実施機関の公表をすることとしたらどうか。

#### ■ 論点

公表内容（機関名、未実施理由、今後の実施予定等）

（参考）環境配慮契約実施率向上に向けた取組（今後の予定も含む）

- ・ 基本方針全国説明会（2～3月に全国8箇所計10回開催）における周知
- ・ 省庁連絡会議（4月開催予定）における各省庁への呼びかけ
- ・ 例年の環境配慮契約実績調査における今後の実施予定把握

### 3. 非FIT非化石証書（Non-FIT再エネ由来等）の扱い

#### ■ 論点

非FIT非化石証書を環境配慮契約において、どのように評価するか。

（参考）総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会  
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会の中間整理（第2次）

（2019年1月）において、非FIT非化石証書は「2019年度の発電分から市場取引対象とすることを目指す」こととされている。